

教育実習生の受け入れについて

瀬戸市教育委員会

本市では、以下の要領で教育実習生を受け入れておりますので、ご参考の上、希望者にご案内ください。

- 1 瀬戸市立小中学校での教育実習の申し込みについては、各学校ではなく瀬戸市教育委員会で受け付けています。学生が直接小中学校に出向いても受け付けておりません。
＜必要書類について＞
 - ①大学から瀬戸市教育委員会へ「教育実習依頼状」を提出していただきますと、次年度実習の受入承諾書を発行します。「依頼状」の書式は特に定めておりません。学生の氏名、実習教科等が明記された大学独自の公文書（有印）で結構です。
 - ②市教委で作成する名簿掲載のため、「別紙1」が必要ですので、記入の上、瀬戸市教育委員会学校教育課に郵送してください。
 - ③「別紙2」についても次年度実習校が決定した際に実習の承認書として使用しますので瀬戸市教育委員会学校教育課に郵送してください。ただし、大学で独自の書式がある場合は、別紙2に代えていただいても結構です。
 - ④必要書類は実習を行う前年度の3月末までに、提出してください。
- 2 瀬戸市教育委員会で受け付ける実習生は、受入校の教育活動に支障を来さないようにするとともに、次の条件を満たした上で大学が責任を持って推薦した者に限らせていただいております。
 - (1) 瀬戸市立の小学校又は中学校の出身者で愛知県外にある大学に在学する者
※愛知県内にある大学在学者は、大学を通じて愛知県教育委員会に申し込むこと。
※ただし、栄養教諭実習希望者は、愛知県内外とも大学を通じて瀬戸市教育委員会に申し込むこと。
 - (2) 愛知県の教員になる希望を明確に持つ者。
 - (3) 心身共に健康で、伝染のおそれのある疾患等を有しない者。
 - (4) 誠実に実習し、受入校の指導・監督に服する者。
 - (5) 瀬戸市教育委員会が定めた期間に実習を行うことができる者。
- 3 瀬戸市教育委員会で受け付けた実習生の受入校は、実習を行う年度の当初、**4月の校長会議**で決定します。従って、それまで受入校は分かりません。決定次第、実習生本人と大学へ実習校が連絡を取ります。実習生本人は、各小中学校から事前指導の日程等の連絡を受けることになります。
- 4 実習は瀬戸市教育委員会が定めた期間とします。例年、前期は6月1日を含む週の月曜日から、後期は10月1日を含む週の月曜日からとしています。受入校の学校行事等により前後することもあります。
- 5 大学で用意されている教育実習に関する書類は、事前指導の通りに、実習生本人が実習校に提出するようにしてください。
- 6 実習校決定後、大学側の事務処理の関係で実習校の校長承認印等が事前指導より早く必要な場合は、実習校に個票を送付していただき、その旨をお伝えください。
なお、実習校決定以前に瀬戸市教育委員会でお預かりしました書類につきましては、教育委員会から実習校に送付します。

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

瀬戸市教育委員会学校教育課
0561-88-2760